

# 第2期奈良県教育振興大綱の概要

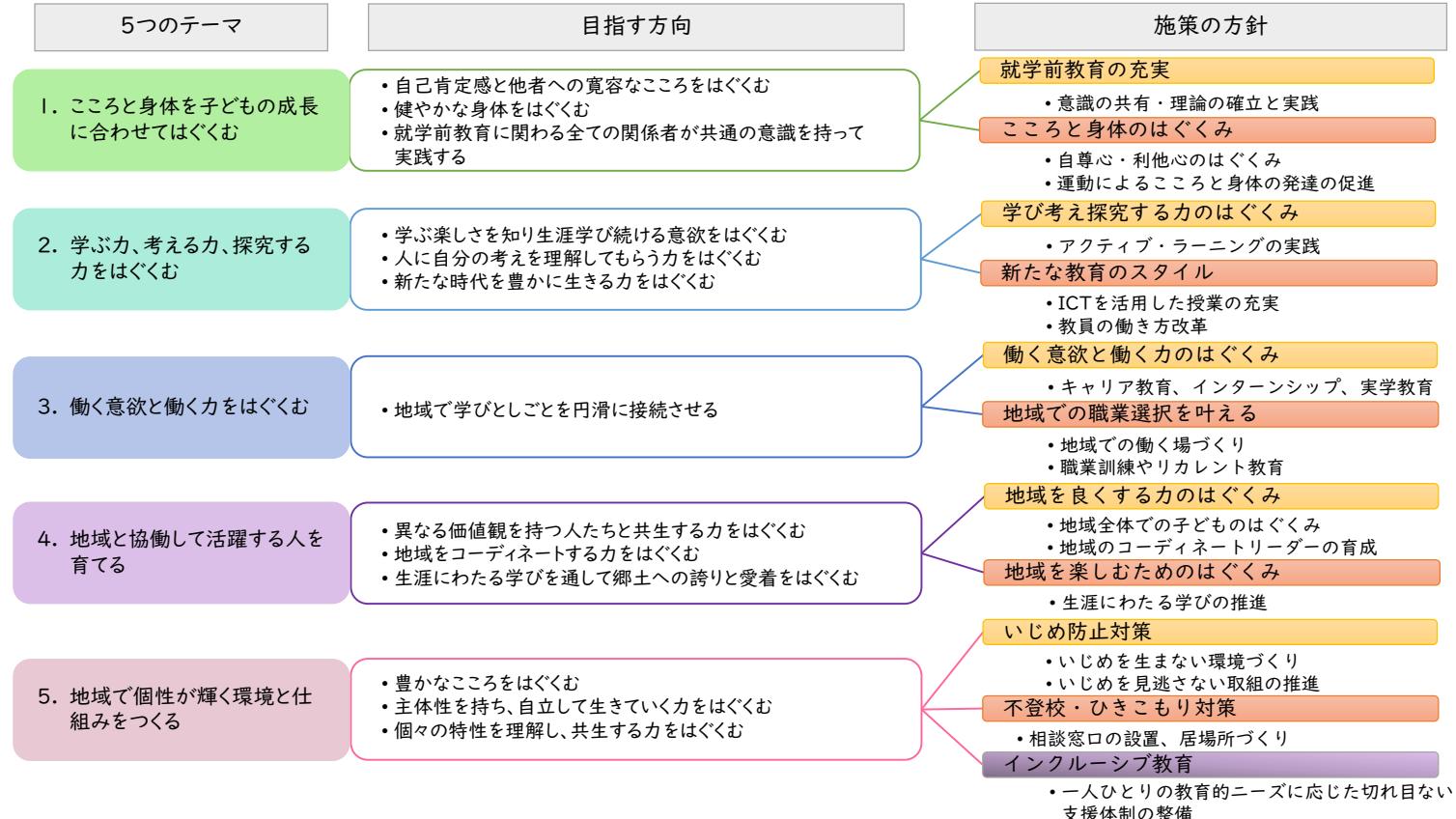
## I. 教育振興大綱の位置付け

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第1条の3に基づき、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

## 2. 策定時期・対象期間

- 策定時期：令和3年3月 対象期間：令和3年度～令和6年度（4年間）

## 4. 教育施策の基本方針



## 3. 奈良県教育が目指す方向性

### 本人のための教育

一人ひとりの「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむ本人のための教育を行います。

### 「学ぶ力」をはぐくむ

ものごとを「知り」「理解する」ことに加え、自ら「考え」、「探究する」といった「学ぶ力」をはぐくみます。子どもたちが学ぶ楽しさを知ることで、学ぶ意欲を高め、生涯にわたり学び続ける力をはぐくみます。

### 「生きる力」をはぐくむ

成長段階に応じて「生きる力」をはぐくみます。自己や他人の尊重のもととなる自己肯定感や他者への寛容な心、健やかな身体、コミュニケーションなど他の人と良い関係を作る力をはぐくみます。

## 5. 大綱の推進方針

- 就学前から学齢期、大学等、社会人・シニアといった各ライフステージにおける教育を、「奈良県教育が目指す方向性」のもと、連続したものとして位置付け、切れ目ない接続を図ります。

- 知事部局と教育委員会が連携を図りながら、それぞれの役割を主体的に果たします。

- 市町村及び市町村教育委員会、学校、地域、家庭とも連携・協働して施策を遂行します。